

大麻取締法にも 罰金刑の選択肢を!!

カンナビスト 法務省法制審議会に 罰金刑の導入を請願

法務省は平成17年10月28日より、法制審議会にて一部刑法犯に対する罰金刑の適用検討を開始し、早ければ来年の通常国会での承認を求める考えを示していることが、新聞をはじめとした報道により明らかとなりました。主軸となるのはいわゆる財産犯といわれる窃盗罪等といった、これまで懲役刑しか適用できなかった罪種ですが、公務執行妨害罪を含む同様の刑法犯に対する適用の検討も実施されます。

このような罰金刑の適用を導入しようとする背景には様々な事情があるようです。例えば、懲役刑または執行猶予とするには本質的に微罪すぎるため、結果としてあまりに酷なケース。また、懲役刑には値しないと認められるものの、一切罰せられないというもおかしいケースなどがあげられています。

様々な事情を抱えたこのような罪に対して、よ

りバランスの取れた罰則を適用できるようにすることは民主主義国家としての重要課題です。わたしたち市民団体カンナビストでは、同じ理由から大麻取締法違反事件に対する罰金刑の復活を法務省に対して訴えかけています。

現在の大麻取締法では、量の大小に関わらず大麻の所持で5年以下、栽培で7年以下の懲役と定められています。罰金刑のみの適用はできず、司法は執行猶予付きではあっても懲役刑を言い渡すほか手立てがないのが現状です。本来であれば罰金刑で十分な事犯であったも、その選択肢がないために懲役刑の選択を余儀なくされているのが現状です。たとえ実刑に値しないと判断され執行猶予付きの判決が出たとしても、刑事事件の被疑者として逮捕され、長期間にわたり勾留されることで非常に大きな精神的苦痛を受けます。また、学生

なら学籍を失い、会社員であれば失職に到ることが当たり前のようになっています。

大麻を少量所持していたという以外は組織犯罪との関わりもなく、その他犯罪行為とも無縁な健全で生産性のある国民であったとしても、現在の法体系では懲役刑になることが珍しくありません。その結果として職を失い、一部の国家資格の取得権利も一定期間失うことをはじめ、現在の法律は多くの弊害をもたらしています。これらを改善し、よりバランスの取れた法体系に近づけるためにも大麻取締法への罰金刑の導入は急務であり、また現状でもっとも現実的

な一歩です。

罰金刑の導入により略式裁判による簡易な手続きでの処理が可能になれば、右記のような逮捕によって生じる悲劇もなくなります。

このような事情から、わたしたち市民団体カンナビストは法務省に対して大麻取締法への罰金刑の適用を強く要求し、働きかけています。

現行の大麻取締法ではダメなのか？

大麻取締法 第24条の2
大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。
2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。
3 前二項の未遂罪は、罰する

少量の大麻所持や栽培に対する罰則に罰金刑という現行の法律よりも一段軽い刑を追加導入することに疑問を感じる人もいます。昨今、認識しておられます。昨今、薬物汚染というわたしたちが暮らす社会の重大な問題が度々メディアで報じられる中、少量の大麻所持や栽培の罰則をなぜ軽減させる必要があるのか。最大かつ本質的な理由

は現在の罰則が過度に重いことです。大麻の使用が飲酒(アルコール)や喫煙(タバコ)に比べても有害でも危険でもないことが数多くの研究によって科学的にも認められています。この事実を知ら、この事実を知るのがほとんどないのが現状です。これは誤ったマスコミ報道や過度に危険性を誇張する各種薬物乱用防止キャンペーンなどの影響によるものと言えましょう。そのため、大麻取締法の罰則規定を軽減させる行為は政府の薬物対策の軟化であり、危険で有害性の高い薬物を蔓延させてしまうという誤解が生じているという現実があります。

市民団体カンナビストについて

カンナビストでは様々な科学的、社会学的裏付けを根拠に現在の大麻取締法が過度に重く、軽減の必要性が極めて高いと主張しています。少量の大麻所持や栽培がアルコールやタバコに比べても社会的に許容できないほど害悪があるとは認められない以上、現在の大麻取締法や取り締まりの実態には大きな改善の余地があります。わたしたちは大麻を広めることを目指しているわけではありません。大麻は覚せい剤をはじめとする他の薬物とは全く違うものです。大麻の有害性が一般に考えられているよりもはるかに小さい以上、現在の取り締まりと刑罰は過度に重く、不当に逮捕者の人権を侵害していると主張します。

- 設立：1999年7月1日
- 会員数：3,741人 (2005年10月1日現在)
- 〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2-6-19-101
- TEL/FAX: 03-3706-6885
- ホームページ <http://www.cannabist.org/>

有害性を訴える傍ら、厚生労働省は日本国内における大麻の有害性の根拠となる情報や事例を有していないことが情報開示請求によって認められています。(裏面参照) また、世界の先進諸国に於いても大麻の少量所持を罰則の対象外にする動きが加速しています。

このような明確な理由があるため、現在の大麻取締法が規定する一律の懲役刑を見直し、最低限度でも罰金刑の導入をする必要性があります。

そのような状況は、大麻を使用することよりも大麻を取り締まることにより生まれる弊害の方が大きいという矛盾した事態を生じさせています。大麻取締法によって、不必要な犯罪者が生まれていると言っても過言ではないでしょう。